

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 1 立石地区 約 90.0ha (葛飾区南西部)	葛. 2 東四つ木地区 約 40.0ha (葛飾区南西部)	葛. 3 四つ木一・二丁目地区 約 28.2ha (葛飾区南西部)	葛. 4 東立石四丁目地区 約 21.7ha (葛飾区中央部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造建築物などの不燃化を進め災害に強い良好な住環境の整備を図るとともに、京成押上線の立体化と併せて、駅周辺の再開発及び周辺地区の基盤整備により、市街地の安全性の向上を図る。	老朽木造建築物が密集する住工混在地域の不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善により、市街地の安全性の向上を図る。	老朽木造建築物が密集する住商工混在地域の不燃化の促進を図るとともに、京成押上線の立体化と併せて、駅周辺の基盤整備を行い、市街地の安全性の向上と商店街の活性化を図る。	道路等都市基盤の整備を図るとともに、老朽建築物の建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善により、市街地の安全性の向上を図る。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	駅周辺の再開発による面的整備と地区幹線道路等の沿道不燃化及び建築物の共同・協調建替えを促進し、延焼拡大しない市街地の形成を図る。	沿道不燃化による延焼遮断機能の強化と木造密集市街地の不燃化・耐震化の促進により、住環境を整備し、良好な住宅市街地の形成を図る。	沿道不燃化による延焼遮断機能の強化と木造密集市街地の共同・協調建替え及び不燃化・耐震化を促進し、防災性の向上と良好な住環境の整備を図るとともに、安全で魅力ある商店街の再生を図る。	老朽木造住宅の建替え促進や細街路の拡幅整備、有効なオープンスペースや広場の確保により、市街地環境の改善と防災性の向上を図る。
c	建築物の更新の方針(住宅地又は住宅地への土地利用転換が行われる地域の場合には、必要に応じ住宅供給と住宅地の環境改善の方針)	市街地再開発事業により駅周辺建築物の共同化及び中高層化を図るとともに、老朽木造住宅の不燃化及び共同・協調建替えの促進を図る。	住宅市街地総合整備事業(密集型)等の修復型事業により、老朽住宅・工場等の不燃化と共同・協調建替えの促進を図る。 また、防災街区整備地区計画により、地区の防災機能の向上と良好な街並み形成を図る。	住宅市街地総合整備事業(密集型)等の修復型事業により、老朽住宅・商店・工場等の不燃化と共同・協調建替えの促進を図る。 また、防災街区整備地区計画により、地区の防災機能の向上と良好な街並み形成を図る。	住宅市街地総合整備事業(密集型)等の修復型事業により、老朽住宅・商店・工場等の不燃化と共同・協調建替えの促進を図る。 また、防災街区整備地区計画により、地区の防災機能の向上と良好な街並み形成を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	防災活動拠点と地区幹線道路を結ぶ地区内主要道路のネットワークの整備を図る。	地区幹線道路や地区内主要道路等を整備し、広域避難場所に至る避難経路網の確保を図る。 また、公園の整備を図る。	駅前の交通広場、地区幹線道路等の整備を図る。 また、公園の整備を図る。	公園接続道路、細街路等の都市基盤施設の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 公共は道路・公園等の基盤整備を図り、民間は建築物の建替えの促進を図る。 また、区組織の拡充と現地事務所の設置により住民組織への活動支援を充実し、まちづくり勉強会の実施やニュースの発行等を行う。	公共は道路・公園等の基盤整備を図り、民間は建築物の建替えの促進を図る。 また、住民組織への活動支援を充実するため、まちづくり勉強会やニュースの発行等を行う。	公共は道路・公園等の基盤整備を図るとともに、住民組織への活動支援を充実するため、まちづくり勉強会やニュースの発行等を行う。 民間は建築物の建替え促進を図る。	公共は道路・公園等の基盤整備を図るとともに、住民組織への活動支援を充実するため、まちづくり勉強会やニュースの発行等を行う。 民間は建築物の建替え促進を図る。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	都市高速鉄道京成電鉄押上線連続立体交差事業(事業中) 街路整備事業 ・補助274号線(事業中) ・葛区街3号線(事業中) ・鉄押附4号線(事業中) 市街地再開発事業(予定)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 街路整備事業 ・葛区街4号線(事業中)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市高速鉄道京成電鉄押上線連続立体交差事業(事業中) 街路整備事業 ・葛区街4号線(事業中) ・鉄押附3号線(事業中) 街路整備事業 ・葛区街6号線(予定)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中)
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	地区計画「さくら並木の道沿道地区」(決定済)	防災街区整備地区計画「四ツ木駅周辺地区」(決定済)	防災街区整備地区計画「四ツ木駅周辺地区」(決定済)	防災街区整備地区計画「東立石四丁目地区」(決定済)
4	その他再開発の促進のために特筆すべき事項		不燃化推進特定整備地区	不燃化推進特定整備地区	不燃化推進特定整備地区

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 5 堀切二丁目周辺及び四丁目地区 約 68.5ha (葛飾区西部)	※葛. 6 西新小岩五丁目地区 約 22.3ha (葛飾区南西部)		
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造建築物が密集する住工混在地域の不燃化の促進を図るとともに、京成本線荒川橋梁の架替に併せて道路等、都市基盤の整備を図ることにより、市街地の安全性の向上を図る。	道路等都市基盤の整備を図るとともに、老朽木造建築物が密集する住工混在地域の不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善により、市街地の安全性の向上を図る。		
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	木造密集市街地の共同・協調建替え、不燃化及び耐震化を促進するとともに、細街路の拡幅整備及び有効な広場等の確保により、市街地環境の改善と防災性の向上を図る。	老朽木造住宅の建替え促進や細街路の拡幅整備、有効なオープンスペースや広場の確保により、市街地環境の改善と防災性の向上を図る。		
c	建築物の更新の方針（住宅地又は住宅地への土地利用転換が行われる地域の場合には、必要に応じ住宅供給と住宅地の環境改善の方針）	住宅市街地総合整備事業（密集型）等の修復型事業により、老朽住宅、商店、工場等の不燃化と共同・協調建替えの促進を図る。 また、防災街区整備地区計画により、災害に強い市街地形成と良好な街並み形成を図る。	住宅市街地総合整備事業（密集型）等の修復型事業により、老朽住宅、商店、工場等の不燃化と共同・協調建替えの促進を図る。 また、防災街区整備地区計画により、地区の防災機能の向上と良好な街並み形成を図る。		
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	地区内主要道路等を整備し、広域避難場所に至る避難経路網の確保を図る。 また、公園の整備を図る。	防災活動拠点と地区幹線道路を結ぶ地区内主要道路のネットワークの整備を図る。		
e 再 開 発 推 進 の た め 必 要 に 応 じ 定 め る 事 項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共は道路・公園等の基盤整備を図るとともに、住民組織への活動支援を充実するため、まちづくり勉強会やニュースの発行を行う。 民間は建築物の建替えを促進する。	公共は道路・公園等の基盤整備を図るとともに、住民組織への活動支援を充実するため、まちづくり勉強会やニュースの発行を行う。 民間は建築物の建替えを促進する。		
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 京成本線荒川橋梁架替事業（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中）	住宅市街地総合整備事業（密集型）（予定）		
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	防災街区整備地区計画「堀切二丁目周辺及び四丁目地区」（決定済）	防災街区整備地区計画「西新小岩五丁目地区」（予定）		
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	不燃化推進特定整備地区			

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	葛 2 東四つ木地区 (葛飾区南西部)				葛 3 四つ木一・二丁目地区 (葛飾区南西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	<p>密集市街地における延焼遮断機能・避難機能の確保による防災性の向上及び地区内交通の円滑な処理、歩行者の交通安全性の確保を図るため、「地区防災施設」として防災公共施設道路第1号から第19号までの整備を図る。</p> <p>また、特に、防災上重要な道路については、「特定地区防災施設」として位置付け、沿道建築物と一体的に整備を図り、防災機能の一層の強化を図る。</p>				<p>密集市街地における延焼遮断機能・避難機能の確保による防災性の向上及び地区内交通の円滑な処理、歩行者の交通安全性の確保を図るため、「地区防災施設」として防災公共施設道路第1号から第17号までの整備を図る。</p> <p>また、特に、防災上重要な道路については、「特定地区防災施設」として位置付け、沿道建築物と一体的に整備を図り、防災機能の一層の強化を図る。</p>			
b 整備する防災公共施設の種類	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号 第19号 第1号 第2号	特定地区防災施設 特定地区防災施設	防災生活道路1号 防災生活道路2号 防災生活道路3号 防災生活道路4号 防災生活道路5号 防災生活道路6号 防災生活道路7号 防災生活道路8号 防災生活道路9号 防災生活道路10号 防災生活道路11号 防災生活道路12号 防災生活道路13号 防災生活道路14号 防災生活道路15号 防災生活道路16号 防災生活道路17号 防災生活道路18号 防災生活道路19号 東四つ木公園 白鷺児童遊園	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第1号 第2号	特定地区防災施設 特定地区防災施設	防災生活道路1号 防災生活道路2号 防災生活道路3号 防災生活道路4号 防災生活道路5号 防災生活道路6号 防災生活道路7号 防災生活道路8号 防災生活道路9号 防災生活道路10号 防災生活道路11号 防災生活道路12号 生活道路1号 生活道路2号 生活道路3号 生活道路4号 生活道路5号 四つ木公園 四つ木つばさ公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	幅員6.0m～11.2m 幅員6.0m 幅員6.0m 幅員6.0m～25.1m 幅員6.0m～6.6m 幅員6.0m～22.9m 幅員6.0m～7.1m	延長約630m 延長約260m 延長約220m 延長約190m 延長約250m 延長約200m 延長約180m	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	幅員6.0m～13.5m 幅員6.0m～10.6m 幅員6.0m～14.5m 幅員6.0m 幅員6.0m 幅員4.0m～5.5m 幅員4.0m	延長約230m 延長約60m 延長約240m 延長約220m 延長約50m 延長約170m既設 延長約220m既設

	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号 第19号 第1号 第2号	幅員 6.0m～15.6m 幅員 7.3m 幅員 6.4m 幅員 4.6m～7.3m 幅員 6.4m 幅員 7.2m 幅員 4.0m 幅員 4.0m 幅員 4.0m～5.0m 幅員 4.0m～7.3m 幅員 4.0m～6.4m 幅員 4.0m 面積約0.16ha 既設 面積約0.08ha 既設	延長約710m 延長約190m既設 延長約200m既設 延長約180m既設 延長約170m既設 延長約270m既設 延長約40m既設 延長約190m既設 延長約240m既設 延長約170m既設 延長約260m既設 延長約180m既設	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第1号 第2号	幅員 4.0m 幅員 4.0m 幅員 4.0m～6.3m 幅員 4.0m～13.4m 幅員 4.0m～5.1m 幅員 14.5m 幅員 10.9m～11.8m 幅員 6.4m 幅員 4.0～4.5m 幅員 4.0m 面積約0.49ha 既設 面積約0.09ha 既設	延長約80m既設 延長約60m既設 延長約280m既設 延長約160m既設 延長約40m既設 延長約170m既設 延長約210m既設 延長約120m既設 延長約140m既設 延長約230m既設
d 当諺方災公共施設の整備スケジュール	防災公共施設道路第1号：未定 防災公共施設道路第2号：平成29年度整備 防災公共施設道路第3号：令和2年度整備 防災公共施設道路第4号：平成25年度整備 防災公共施設道路第5号：令和4年度整備予定 防災公共施設道路第6号：平成22年度整備 防災公共施設道路第7号：平成18年度整備 防災公共施設道路第8号：平成24年度整備		防災公共施設道路第1号：平成29年度整備 防災公共施設道路第2号：平成25年度整備 防災公共施設道路第3号：平成29年度整備 防災公共施設道路第4号：令和3年度整備 防災公共施設道路第5号：令和2年度整備					

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	葛 2 東四つ木地区	葛 3 四つ木一・二丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設道路第1号から第13号までの沿道は避難経路としての役割を担うとともに、沿道建築物との一体整備により、延焼遮断帯を形成し、地区内の防災性を向上させる。	防災公共施設道路第1号から第5号までの沿道は避難経路としての役割を担うとともに、沿道建築物との一体整備により、延焼遮断帯を形成し、地区内の防災性を向上させる。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災公共施設道路第1号から第13号までの沿道は、「建築物の間口率の最低限度」、「建築物等の高さの最低限度」を定め、また、防災公共施設道路第2号から第19号までの沿道を対象に、「壁面の位置の制限」を定め、延焼防止機能や避難機能を確保する。 あわせて、地区全体に「建築物の構造に関する防火上必要な制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定め、地区の防災性の向上を図る。	防災公共施設道路第1号から第5号までの沿道は、「建築物の間口率の最低限度」、「建築物等の高さの最低限度」を定め、また、防災公共施設道路第1号から第12号までの沿道を対象に、「壁面の位置の制限」を定め、延焼防止機能や避難機能を確保する。 あわせて、地区全体に「建築物の構造に関する防火上必要な制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定め、地区の防災性の向上を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災公共施設道路第2号から第8号までの沿道は、住宅市街地総合整備事業(密集型)により令和4年度まで沿道建築物の建替え誘導を図る。	防災公共施設道路第1号から第5号までの沿道は、住宅市街地総合整備事業(密集型)により令和5年度まで沿道建築物の建替え誘導を図る。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	葛 4 東立石四丁目地区 (葛飾区中央部)				葛 5 堀切二丁目周辺及び四丁目地区 (葛飾区西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	<p>密集市街地における延焼遮断機能・避難機能の確保による防災性の向上及び地区内交通の円滑な処理、歩行者の交通安全性の確保を図るため、「地区防災施設」として防災公共施設道路第1号から7号までの整備を図る。</p> <p>また、特に、防災上重要な道路については、「特定地区防災施設」として位置付け、沿道建築物と一体的に整備を図り、防災機能の一層の強化を図る。</p>				<p>密集市街地における延焼遮断機能・避難機能の確保による防災性の向上及び地区内交通の円滑な処理、歩行者の交通安全性の確保を図るため、「地区防災施設」として防災公共施設道路第1号から12号までの整備を図る。</p>			
b 整備する防災公共施設の種類	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	特定地区防災施設 特定地区防災施設 特定地区防災施設 特定地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	防災生活道路1号 防災生活道路2号 防災生活道路3号 防災生活道路4号 防災生活道路5号 防災生活道路6号 防災生活道路7号	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第1号 第2号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区施設 地区施設 地区施設 地区施設 地区施設 地区施設 地区施設 地区施設	地区防災道路1号 地区防災道路2号 地区防災道路3号 地区防災道路4号 地区防災道路5号 地区防災道路6号 防災生活道路7号 区画道路1号 区画道路2号 区画道路3-1号 区画道路3-2号 区画道路3-3号 堀切二丁目公園 小谷野しょうぶ児童遊園

c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災公共施設道路	第1号	幅員 6.36m	延長約 583m	防災公共施設道路	第1号	幅員 6.0m	延長約 259m
	防災公共施設道路	第2号	幅員 6.0m	延長約 165m	防災公共施設道路	第2号	幅員 6.3m	延長約 174m既設
	防災公共施設道路	第3号	幅員 6.0m	延長約 174m	防災公共施設道路	第3号	幅員 6.0m～6.3m	延長約 353m
	防災公共施設道路	第4号	幅員 6.0m	延長約 240m	防災公共施設道路	第4号	幅員 7.2m～10.3m	延長約 341m既設
	防災公共施設道路	第5号	幅員 4.0m	延長約 203m既設	防災公共施設道路	第5号	幅員 7.8m～8.1m	延長約 305m既設
	防災公共施設道路	第6号	幅員 4.0m～5.45m	延長約 402m既設	防災公共施設道路	第6号	幅員 7.3m～9.1m	延長約 467m既設
	防災公共施設道路	第7号	幅員 5.45m	延長約 185m既設	防災公共施設道路	第7号	幅員 6.0m～6.3m	延長約 928m
					防災公共施設道路	第8号	幅員 2.6m～3.5m	延長約 470m既設
					防災公共施設道路	第9号	幅員 5.2m～7.0m	全幅員 5.2m～7.0m
					防災公共施設道路	第10号	幅員 9.0m～9.1m	延長約 434m既設
					防災公共施設道路	第11号	幅員 5.5m	延長約 79m既設
					防災公共施設道路	第12号	幅員 5.2m～6.4m	延長約 280m既設
					防災公共施設公園	第1号	幅員 7.6m～8.0m	延長約 161m既設
					防災公共施設公園	第2号	面積約 0.1ha 既設	面積約 0.07ha 既設
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災公共施設道路第1号：令和4年度整備予定 防災公共施設道路第2号：平成29年度整備 防災公共施設道路第3号：令和4年度整備予定 防災公共施設道路第4号：令和6年度整備予定				防災公共施設道路第1号：令和6年度整備予定 防災公共施設道路第3号：令和6年度整備予定 防災公共施設道路第7号：令和6年度整備予定			

「防災公共施設の配置は、附图に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	葛 4 東立石四丁目地区	葛 5 堀切二丁目周辺及び四丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設道路第1号から第4号までの沿道は、避難経路としての役割を担うとともに、沿道建築物との一体整備により、延焼遮断帯を形成し、地区内の防災性を向上させる。	防災公共施設道路第1号から第7号までの沿道は、避難経路としての役割を担うとともに、沿道建築物との一体整備により、延焼遮断帯を形成し、地区内の防災性を向上させる。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災公共施設道路第1号から第4号までの沿道は、「建築物の間口率の最低限度」、「建築物等の高さの最低限度」を定め、また、防災公共施設道路第1号から第7号までの沿道を対象に、「壁面の位置の制限」を定め、延焼防止機能や避難機能を確保する。 あわせて、地区全体に「建築物の構造に関する防火上必要な制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定め、地区の防災性の向上を図る。	防災公共施設道路第1号から第3号まで、第6号から第7号までの沿道を対象に、「壁面の位置の制限」、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」を定め、避難機能を確保する。 あわせて、地区全体に「建築物の構造に関する防火上必要な制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定め、地区の防災性の向上を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災公共施設道路第1号から第4号までの沿道は、住宅市街地総合整備事業（密集型）により令和6年度までに沿道建築物の建替え誘導を図る。	防災公共施設道路第1号から第3号まで、第6号から第7号までの沿道は、住宅市街地総合整備事業（密集型）により令和6年度までに沿道建築物の建替え誘導を図る。